

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	東御市

## 東御市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 東御市産業経済部農林課

所在地 長野県東御市県 281 番地 2

電話番号 0268-64-5898

FAX番号 0268-64-5881

E-mail [nousei@city.tomi.nagano.jp](mailto:nousei@city.tomi.nagano.jp)

- (注) 1. 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2. 被害防止計画の作成にあたっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	長野県東御市（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	被害数値	
		被害金額(千円)	被害面積 (ha)
イノシシ	水稲	369	0.3
	いも類	252	0.4
	果樹	116	0.4
	野菜	159	0.4
	計	896	1.5
ニホンジカ	水稲	480	0.4
	豆類	36	0.4
	果樹	209	0.7
	飼料作物	8	0.8
	野菜	95	1.0
	計	828	3.3
ハクビシン	果樹	2497	11.9
	野菜	650	6.5
	計	3,147	18.4
カラス	果樹	6535	30.0
	野菜	120	1.2
	計	6,655	31.2

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

### (2) 被害の傾向

東御市は中山間地域がほとんどを占め、その耕作地において野生鳥獣による農作物被害は市全域で確認されており、とくに主な加害鳥獣であるイノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラスの被害は今までの対策効果もあり、横ばい傾向にある。しかし、イノシシ・ニホンジカ被害は、農繁期を中心に年間を通じて発生しており、作物への食害や水田の踏み荒らしをはじめ、牧草地等の掘り起こしや果樹の新芽の食いちぎりなど発生している。ハクビシン、カラスについては、市の特産物である巨峰をはじめとする果樹被害が主である。

こうした中で、営農者の生産意欲の低下に伴い耕作放棄地が増え、農地の荒廃化が進むという悪循環が生じていることに加え、ニホンジカについては、市の南に位置する八ヶ岳山系から、相当な個体が東側の佐久地域を経て浅間山麓沿いに上信越高原国立高原を要する鳥帽子・湯の丸山麓に定着してきており、農林業被害に加え亜高山帯を含めた植生全般に被害が及ぶことが危惧される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
被害面積 (ha)		
イノシシ	1.5 ha	1.1 ha
ニホンジカ	3.3 ha	2.4 ha
ハクビシン	18.4 ha	12.9 ha
カラス	31.2 ha	21.9 ha
被害金額 (千円)		
イノシシ	896 千円	628 千円
ニホンジカ	828 千円	580 千円
ハクビシン	3,147 千円	2,203 千円
カラス	6,655 千円	4,659 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲体制の整備について、行政、農協などの営農者団体（被害者）、捕獲団体（猟友会）等からなる有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）を設置した。</li> <li>捕獲機材の導入について、上記団体等の補助を受け、協議会及び猟友会が導入してきた。</li> <li>捕獲鳥獣の処理方法について、主に自家消費及び埋設をしてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟友会員の高齢化による捕獲従事者の減少による捕獲の担い手不足。</li> <li>加害鳥獣の実態の把握。</li> <li>捕獲従事者相互の情報の共有化。</li> <li>捕獲鳥獣のジビエ利用について検討。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止柵の設置・管理について、集落規模の広域侵入防止柵設置は国などの補助事業を利用して地元団体が設置し、個々の農地への柵設置は市の補助制度を利用して個人が設置してきた。管理は、各々設置者が管理してきた。</li> <li>緩衝帯の整備については、国などの森林整備補助事業を利用し、森林組合が里山整備をしてきた。</li> <li>地域自治体、個人へ追払い花火の提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵入防止策について、施工した箇所は効果があるが、地理的条件等により設置が困難な箇所に被害が集中してしまう。</li> <li>上記をふまえた電気柵による被害防止対策の推進。</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

## (5) 今後の取組方針

- ・ 協議会の機能を強化し、被害の実態・生息情報等の収集と集約化された情報の共有化や捕獲機材の充実により、駆除を主体に被害の低減を図る。
- ・ 緩衝带的機能充実のため、荒廃農地対策及び里山整備を推進し、また、富栄養化による個体数の増加を防止するため、放置果樹等の適正処理を啓発する。
- ・ 周辺市町村との広域捕獲体制整備に積極的に協力する。
- ・ 個人または農業者団体による捕獲及び捕獲補助の体制づくりを行う。
- ・ ワナの見回りの軽減化対策を講ずる。

(注) 被害の状況、従前講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

## 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 鳥獣被害対策を効率的に推進するため、東御市鳥獣被害対策実施隊を設置する。
- ・ 協議会が猟友会の規約に基づき猟友会員の中から選定したものを、東御市長が鳥獣被害対策実施隊員に任命し対象鳥獣捕獲員として捕獲活動に従事する。
- ・ 捕獲活動は対象鳥獣捕獲員の代表である猟友会長が指揮し、市内各支部の支部長が具体的な方法・役割などを従事者に指導して行う。
- ・ ハクビシン及びカラスの捕獲について、上記に加え個人及び農業者団体による捕獲を行っているが、今後、捕獲体制を整備し捕獲及び補助を強化する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
 2 対象鳥獣捕獲員の指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。  
 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和3年度 ～ 令和5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣捕獲に従事することを要件とした、狩猟免許取得費用への補助</li> <li>・ 箱ワナによる捕獲の実践講習会の開催</li> <li>・ 協議会からの捕獲機材の貸付</li> <li>・ 地域一体となった捕獲体制の整備</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕 獲 計 画 数 等 の 設 定 の 考 え 方
これまでの捕獲実績・被害状況を参考に、関係機関等からの生息情報などを勘案して捕獲数を決定する。なお、ニホンジカ、イノシシとも、長野県特定鳥獣保護管理計画のもと、積極的に捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ニホンジカ	140頭	140頭	140頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段は、銃器、檻、箱ワナ及びびくりワナとする。  捕獲時期は、通年とし、捕獲場所は、市内全域とする。  ただし銃器による捕獲は、法令上可能な期間、時間及び範囲に限るものとする。  なお、共通する山域を有する市町村とは広域捕獲を実施する</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記入した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>対象鳥獣の巻猟、止め刺し及び緊急時に、確実な捕獲と実施隊員の安全を保つため、場所、時期に配慮したうえで、ライフル銃による捕獲を実施する。</p>

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東御市内全域	ニホンジカ カワウ アオサギ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

### 4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ	防護柵 L=約0.9km 祢津 御堂	—	—

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記入した図面等を作成している場合は添付する。

## (2) その他被害防止に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和3年度 ～ 令和5年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	・啓発活動を行い、地域住民の自衛意識の高揚を図り、地域住民が主体的に防除・駆除対策を推進する。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

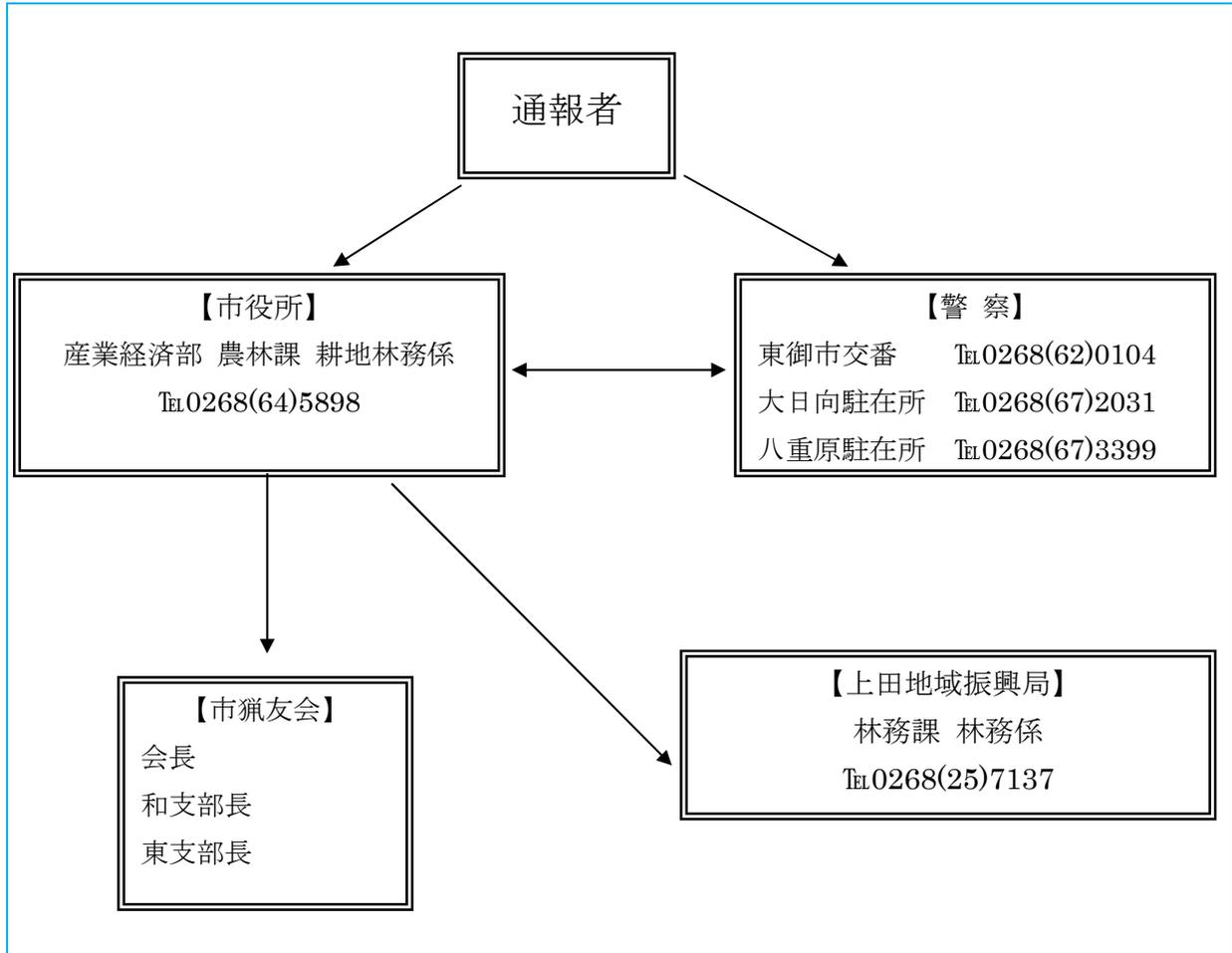
## 5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
長野県警察本部 上田警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の安全確保</li> <li>・緊急避難等の措置(命令)</li> </ul>
東御市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目撃・被害に関する情報収集</li> <li>・地域住民に対する情報伝達及び注意喚起</li> <li>・関係機関への連絡及び捕獲許可申請</li> <li>・被害防除対策の実施及び捕獲作業の指揮・実行</li> <li>・緊急捕獲許可の執行及び緊急避難等の連絡調整</li> <li>・経過報告と事後検証</li> </ul>
東御市猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防除対策への情報提供及び技術的指導</li> <li>・捕獲・放獣作業への協力支援並びに従事</li> </ul>
NPO 法人ピッキオ [クマ対策員]	
長野県上田地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防除対策の協力支援</li> <li>・捕獲作業への実行指導及び必要に応じて捕獲許可</li> </ul>
東信森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放獣場所等の協議並びに逃走経路の確保</li> </ul>
環境省長野自然環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生鳥獣の生態等に関する情報提供及び助言</li> </ul>
信州うえだ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地案内</li> <li>・被害防除対策及び捕獲作業に対する資材提供</li> </ul>
佐久浅間農業協同組合	
信州上小森林組合	

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

## 6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 自家消費及び埋設。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

- ・ 捕獲獣肉の有効利用を図るため、今後、食材としての利用について検討する。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

## 8 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東御市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
東御市	・事務局を担当し、構成機関との連絡調整を行う。
東御市猟友会	・捕獲全般を行うほか、情報提供や被害防除に必要な対策を提言する。
東御市農業委員会	・専門的立場からの情報提供、被害の報告、指導を行う。 また、猟友会と連携・協力し、対象鳥獣の捕獲を行う。
信州うえだ農業協同組合	
佐久浅間農業協同組合	
各果樹部会	
東信農業共済組合	
上小漁業協同組合	
浅間高原カントリー倶楽部	
その他利害関係団体	
鳥獣保護に関する学識経験者	
長野県上田地域振興局	

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
環境省長野自然環境事務所 野生鳥獣被害対策支援チーム 長野県林業総合センター 長野県環境保全研究所 長野県畜産試験場 上小地区野生鳥獣被害対策チーム	・野生鳥獣被害対策に関する窓口として相談を受け、他団体と連携して総合的な被害防除の支援にあたる。 ・専門的立場からの情報提供、講師としての指導を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月23日に東御農林課内に職員6名による鳥獣被害対策実施隊を設置。</li> <li>令和2年4月1日に東御市長が東御市猟友会員46名を実施隊員に任命し、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動等に従事する体制とした。</li> </ul>
--

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、より一層農林業関連団体等が連携できる体制の整備を行う。</li> </ul>
--

(注) その他被害防止対策の実施体制に関する事項について記載する。

## 7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>自家消費及び埋設。</li> </ul>
---

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

- ・ 捕獲獣肉の有効利用を図るため、今後、食材としての利用について検討する。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制について記入する。

## 9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

銃猟者の確保及び技術向上を図るために必要な菅平射撃場の維持に対する支援  
上小猟友会が管理する菅平射撃場に対して支援することで、猟銃を取扱う上小地域内の鳥獣捕獲者の確保と育成強化を図り、野生鳥獣被害の軽減を図る。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。